

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年3月6日認可した。

平成27年3月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
香川県三豊市三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下高瀬地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）丸戸地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西奥池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宗吉地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）辻堂池地区
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）萩原幹線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）残水地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）宮の下地区